

平成16年5月14日
水産庁 境港漁業調整事務所

韓国漁船の違法設置漁具の押収について

水産庁漁業取締船「みはま」「みうら」「かなえ」及び「海鳳丸」は、島根県浜田港北西沖約140Kmの我が国排他的経済水域において、4月24日から5月9日にかけて、韓国漁船によって違法に設置されたパイ籠4、949個、同用ロープ約46Kmを押収した。

押収したパイ籠には、バイ貝約11.2トン及びベニズワイガニ約2.3トンが漁獲されていたが全て海中へ戻した。

本件は、島根県下のベニズワイガニ漁船から、「自船の漁具の上に韓国のパイ籠漁具が載せられている。」との通報があったことから、違法に設置された漁具が発覚したものである。

このため、漁業取締船が当該漁具を確認して、4月21日、同月29日及び5月5日に、米子簡易裁判所から、排他的経済水域における漁業に関する主権的権利の行使等に関する法律（略称：漁業主権法）違反（無許可操業罪）により差押許可状の発付をうけて押収した。

現場水域は韓国パイ籠漁船の航路にもなっており、韓国パイ籠漁船が我が国漁船や取締船の動向をみつつ、違反操業が発覚しないようにするため浮標を取り付けずに設置し、夜間にサデ曳き（漁具を引っ掛ける道具（スバル）で海底の漁具を探ること）によって漁具を引き揚げるつもりであったとみられる。

我が国漁船が漁具を引き揚げた際に漁具が絡まり切断される等の被害が発生して初めて違法設置が確認される状況であり、違反が極めて悪質、巧妙化していることから、韓国政府に対し、引き続き、外交ルートを通じて強く抗議することとしている。

これとは別に、島根県浜田港北方約87Kmの我が国排他的経済水域においても韓国漁船による違法設置漁具を発見し、4月17日に米子簡易裁判所から、漁業主権法違反（無許可操業罪）により差押許可状の発付をうけて、同日から4月26日にかけて、底刺網3Km、カニ籠117個、同用ロープ約6Kmを押収した。

押収した漁具には、ズワイガニ約1.8トンが漁獲されていた。

これらの押収漁具は、鳥取県境港の竹内岸壁野積場に保管しているほか、台場公園前の水産庁漁業取締船岸壁にも漁具の一部を仮置きしている。

また、海鳳丸は、本日午前押収漁具の陸揚げ作業を行う予定である。

(参 考) 山陰北陸沖における漁具押収の状況

漁具押収量 (日韓漁業協定発効11. 1. 21以降) 平成16年5月12日現在

| 年次 | 件数 | 底刺網 Km | カニ籠 個 | バイ籠 個 | アナゴ籠 個 | ロープ Km |
|----|----|-----------|----------|----------|-----------|-----------|
| 11 | 2 | 44 | 0 | 17 | 0 | 18 |
| 12 | 3 | 0 | 85 | 275 | 0 | 16 |
| 13 | 6 | 39 | 335 | 0 | 0 | 29 |
| 14 | 11 | 183 | 1754 | 0 | 0 | 147 |
| 15 | 22 | 139 | 292 | 6306 | 10492 | 222 |
| 16 | 11 | 20 | 159 | 14471 | 1678 | 161 |
| 計 | 55 | 425 | 2625 | 21069 | 12170 | 593 |

漁獲物・海中還元量 (単位: Kg)

| 魚種 | 平15年:年間 | 平16年5/12現在 |
|---------|---------|------------|
| ズワイガニ | 34,284 | 5,566 |
| カレイ | 278 | 62 |
| ベニズワイガニ | 5,425 | 5,376 |
| バイ貝 | 9,487 | 29,880 |
| アナゴ | 447 | 6 |
| ヌタウナギ | 2,031 | 218 |
| ウツボ | 63 | 0 |
| エイ | 962 | 116 |
| 計 | 52,977 | 41,224 |

(注) バイ籠に入っているベニズワイガニ、ズワイガニは、100~150グラムの稚ガニで、死滅しており成体になれば約5倍の重量となることから、資源に対する悪影響は大きい。

問合せ先: 水産庁 境港漁業調整事務所
 電話: 0859-44-3681
 担当者: 小谷 (上席漁業監督指導官)

注: 押収状況写真のメール可能。